# 学生クラブ構成員及びサポートメンバーに関する遵守等事項

施行:平成 29 年 7 月 20 日

九州大学ロバート・ファン/アントレプレナーシップセンター(以下「QREC」という。) が公認する学生クラブに構成員又はサポートメンバー(以下「構成員等」という。)として参加する者の遵守等事項は下記のとおりする。

## (活動の遂行)

- 1. 学生クラブの構成員等は、自己の責任と判断において、本学生クラブの活動に参加するものとし、次の各号について遵守するものとする。
  - (1) QREC 及び学生クラブの構成員等と協力して、本学生クラブの活動を行うこと。(2) 九州大学の施設、設備又は機器等を使用する場合には、九州大学の規則等を遵守 するとともに QREC の指示に従い、それらを使用すること。
  - (3)学生クラブの運営及び活動に当たっては、九州大学(以下「本学」という。)及び QRECの 定める規則等を遵守するとともに、本学の秩序の維持の妨げとなる行為を行 わないこと。

## (秘密保持)

2. 学生クラブの構成員等は、本学生クラブの活動において知り得た秘密にすべきとされ た情報、秘匿とされたノウハウ等については、QREC 及び学生クラブ代表者の指示に基づ き善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとし、事前に QREC 及びクラブの代 表者の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

## (活動成果の公表等)

3. 学生クラブの構成員等は、活動の成果を発表又は第三者に開示する場合には、事前に QREC 及び学生クラブの代表者の承諾を得なければならないものとする。

## (参加期間満了後の取扱い)

4. 構成員等は、学生クラブ参加期間満了後に、2. に規定する秘密情報及びノウハウ並 びに活動成果を開示する場合においても、事前に QREC 及び学生クラブの代表者の承諾を 得なければならないものとする。

## (損害賠償)

- 5. 学生クラブの活動に際し生じた損害の賠償については、下記によるものとする。(1)学生クラブの構成員等が、本学、構成員等又は活動の協力者に故意又は重大な過失により損害を与えた場合、当該構成員等はその損害を賠償するものとする。(2)学生クラブの構成員等が、構成員等又は活動の協力者に損害を与え、本学が当該 当事者等に同損害を賠償したときは、本学は当該構成員等に求償することができるものとする。
  - (3)本学生クラブの活動に際し、構成員等がその責めに帰すべき事由により身体又は 健康 を害した場合、本学及び当該者を除く学生クラブの構成員等は賠償等の責任を 負わない ものとする。

# - 誓約書 -

九州大学ロバート・ファン/アントレプレナーシップセンター センター長 高田 仁 殿

私は、学生クラブ(名称)の(構成員/サポートメンバー)として参加するにあたり、上記事項を遵守し活動を行うことを誓約します。

西暦 年 月 日

所属

氏名